

## 令和7年度 春の側溝清掃（土砂・汚泥回収日程）

☎まちづくり支援課 ☎ 0176-51-6726

対象地区	回収日程
東二十一～二十四番町、ひがしの一・二丁目、一本木沢一・二丁目、一本木沢、下平、藤高、里ノ沢、しらかば団地、牛泊	4月7日(月)～10日(木)
稲生町、東一～三番町、東十一～十三番町	4月14日(月)～17日(木)
西一～三番町、西十一～十三番町、西二十一～二十三番町	4月21日(月)～24日(木)
西金崎、本金崎、上平、南平、長根尻、八郷、ニュー若葉	5月12日(月)～15日(木)
元町西一～六丁目、元町東一～五丁目、北平、北斗、井戸頭、千歳森、後野、七郷	5月19日(月)～22日(木)
穂並町、東四～六番町、東十四～十六番町、西四～六番町、西十四～十六番町、並木西、西小稲、日の出町、朝日ヶ丘、一本木、白上中通り、小林	5月26日(月)～29日(木)

◆空き瓶、空き缶、紙、プラスチックなどのごみは可能な限り除去し、落ち葉と土砂はより分けてください。落ち葉や雑草などは、燃えるごみのごみ袋に入れて、別途処分してください。

◆収集車は各通りを一度だけ回収します。泥上げは必ずそれぞれの回収開始日の前日までに終わらせてください。

◆土砂・汚泥は、高さ30cm程度の円すい型などにまとめて置いてください。また、危険ですので交差点から5m以上離して置いてください。

◆土砂・汚泥は草の上に置かず、アスファルトなどの平坦な道路脇の、見えやすく分かりやすい場所に置いてください（電柱の脇などは死角になる恐れがあります）。また、段ボールや肥料袋に入れないでください。

◆国道・県道の清掃を実施する町内会は、国・県に回収を依頼しますので、事前にまちづくり支援課へご連絡ください。



期間外の清掃については回収できません。毎年、回収日の間違いがみられますので、日程をよくご確認ください。

### 山火事にご注意を

～ふるさとの山を守ろう火の手から～

4月1日から6月10日までは「山火事防止運動強調期間」です。特に4月から5月にかけて、野焼きやたばこの不始末などが原因で、山火事が多く発生しています。山火事になると一瞬にして大切な森林を失うだけでなく、その回復には長い年月を必要とします。

一人一人が注意して山火事を防ぎ、大切な森林資源を未来へ引き継ぎましょう。

☎農林畜産課 ☎ 0176-51-6745

### 水道メーターの定期交換を行います

水道メーターは、計量法により8年以内に交換することが義務付けられています。

定期交換の作業のために4月上旬から11月下旬までの間に、市が発行する身分証明書を携帯した委託業者が敷地内に立ち入ります。不在の場合でも作業を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

☎水道課 ☎ 0176-25-4515

### 松くい虫被害を予防しましょう

松くい虫被害は、昆虫によって運ばれる線虫が侵入することにより、マツが枯れてしまう伝染病のことです。各地で被害が発生すると、農林水産業や自然景観に大きな影響を与えます。

県内の被害地：深浦町など

被害予防のため協力をお願いします

▶6～9月には、マツ類を伐採しないようにしましょう。

▶マツの丸太や苗木は、県内の未被害地のものを利用しましょう。

▶葉が黄色に変色したり枯れているマツ類を見つけたら、お知らせください。

☎農林畜産課 ☎ 0176-51-6745

上北農林水産事務所林業振興課

☎ 0176-24-3379

### 特別障害者手当などの手当額が変更になりました

特別障害者手当	29,590円 (28,840円)
障害児福祉手当	16,100円 (15,690円)
経過的福祉手当	

※（ ）内は3月までの月額です。

☎生活福祉課 ☎ 0176-51-6718

### 有害鳥獣の捕獲には許可が必要です！

農作物や生活環境に被害をもたらす有害鳥獣の捕獲には「鳥獣保護管理法」に基づく許可が必要です。※許可を受けずに鳥獣を捕獲した場合、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が課せられることがあります。

■被害が発生した場合にはお問い合わせください

農作物被害が発生した場合

☎農林畜産課 ☎ 0176-51-6745

生活環境への被害が発生した場合

☎まちづくり支援課

☎ 0176-51-6726

### 総合体育センタートレーニング室の営業を再開します

再開日 4月1日(火)

利用時間 午前9時～午後9時  
(日曜日、休日は午後5時まで)

※メインアリーナなどは工事のため、建物や敷地・駐車場に制限があります。

☎スポーツ・生涯学習課

☎ 0176-58-0187